平成２４年（フ）第４０号
秋田県南秋田郡五城目町馬場目字平ノ下157番地１
債務者　田仲百合子
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９号
秋田市手形新栄町２―57　ボーディングハウス手形Ａ101、住民票上の住所秋田市飯島鼠田１丁目10番６号　ボーディングハウス飯島
債務者　伊賀　　宏
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６号
茨城県日立市森山町１丁目８番６―102号
債務者　楢崎　裕一
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２０号
茨城県日立市川尻町５丁目37番21号
債務者　鈴木喜美江（旧姓今橋）
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１１号
群馬県みどり市笠懸町久宮204番地８　ロワールＤ棟101号
債務者　日向　　稔
１　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１３７号
千葉県市原市岩野見486番地
債務者　細野　正一
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６１号
千葉県市原市五井1788番地１　フォーブル中瀬101
債務者　中山　園美（旧姓鹿ノ子）
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８８号
千葉県船橋市習志野台４丁目58番17―201号
債務者　竹田　国友
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９３号
千葉市若葉区都賀５丁目22番21号　エステムハヤシ205号
債務者　中島　敬子
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１５号
千葉県市川市宝１丁目11番８号　ホワイトパール105号
債務者　芦田　設應
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７号
千葉県南房総市千倉町瀬戸3433番地
債務者　鈴木　悦子
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第１６号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷4431番地２　村営住宅３号
債務者　百塚　貞志
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
長野県諏訪郡原村12462―２　コーポ山田201、住民票上の住所長野県茅野市北山3419番地１　モンクレール
債務者　清水　美里
１　決定年月日時　平成24年３月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４２号
岐阜県本巣市政田1274番地１
債務者　吉田　利明
１　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４８号
岐阜市上土居４丁目11番23号
債務者　杉山　浩代
１　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５１号
岐阜県関市宮地町５―21―104　藤田利光方、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市加茂川町１丁目２番12号
債務者　林　由紀江
１　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５４号
岐阜市柳津町東塚１丁目34番地１　アルテミスＡ102号室
債務者　向川　輝美（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
岐阜地方裁判所